

## やまなし出会いサポートセンター会員利用規約

### 1 やまなし出会いサポートセンターの役割

会員登録を完了した独身男女が自身のプロフィールを登録した上で、お会いしたい相手を検索（会員のプロフィール閲覧）し、やまなし出会いサポートセンター（以下「センター」といいます。）が個別にお引合せするものです。

### 2 会員登録ができる方

会員登録できる方は、結婚を希望し自ら努力する 20 歳以上の独身で、インターネットへの接続やメールを使用することができ、かつ、センターからの身元の確認や連絡に対応できる方で、「11」に定める禁止事項の項目に該当しない方です。山梨県内にお住まいの方に限らず、山梨県外にお住まいの方もご登録できます。なお、本人による登録が困難な場合は、民法において定義された親族の内 3 親等内の血族に限り、本人自筆署名の委任状を持参のうえ、代理登録が可能です。ただし、登録以外のこと（例えば、会員のプロフィール閲覧やお引合せ等）を代理で行うことはできません。

### 3 会員登録の方法

Web サイト（センターホームページ）から、入会申込とセンターへの来所予約をしてください。（入会申込画面に入力していただくメールアドレスは、ご本人のものに限ります。お一人様 1 ユーザ登録とし、重複登録はできません。）また、来所予約については、電話でも可能です。

その後、会員登録に必要な「4」の書類等を準備・持参の上、誓約書への署名等の会員登録の手続きを行っていただきます。

### 4 会員登録に必要な書類等

#### （1）本人が会員登録する場合

- ① 本籍地の市町村長が発行する「独身証明書」（戸籍抄本での代用も可能です。ただし、いずれの場合も、3 か月以内に取得した原本に限ります。）  
独身証明書は市町村によって取得方法が異なりますので該当の役所・役場にお問合せください。
- ② 健康保険証（原本に限ります。勤務先等の確認のために必要となります。）
- ③ 写真付きの身分証  
（運転免許証又はパスポート又は写真入り住基カード。いずれも原本に限ります。）
- ④ 写真 1～2 枚（本人のみが写っているものであって、3 か月以内に撮影されたもの。上半身で L 版程度の大きさ）  
※この写真は、プロフィール閲覧用として使用するものです。会員のプロフィール検索の際に表示されます
- ⑤ 入会登録料 10,000 円（登録に係る費用ですので、退会時の返金はありません）

ません。)

※登録後、たとえ一度も閲覧やお引合せ等を利用しなくても、退会時の返金はありません。

(2) 民法において定義された親族の内3親等内の血族の方が代理登録する場合

① 「4」(1)の①から⑤までに掲げる各書類等

② 入会申込書(事前に本人が記入したもの)

Webサイト(センターホームページ)から入会申込済みの場合は不要

③ 委任状及び誓約書

「委任状(様式)」「誓約書(様式)」

④ 代理人の写真付きの身分証

(運転免許証又はパスポート又は写真入り住基カード。いずれも原本に限りません。) 代理人(委任状に署名押印した来所する方)の身分証をご準備ください。

(3) 原本の提出

「4」(1)①から③及び(2)の④につきましては、原本をご提出いただき、センターでコピーを行った後、申込者に返却します。

ただし、出張開設場所で登録する場合は、「4」(1)①から③及び(2)の④の原本とコピーをご持参ください。

## 5 登録期間

登録日(会員資格等、登録の可否を審査し、登録が認められ、かつ、システムによる閲覧が可能となった日)から2年間有効です。登録の際には、会員パスワードの付与、会員登録証等の発行を行います。

登録期間が終了した場合は自動的に退会となります。また、成婚された場合も退会となります。引き続き、入会を希望する場合は、改めて、会員登録手続(入会登録料が必要です)を行っていただきます。

なお、「11」の禁止事項に該当する事実が発覚した場合は、登録が抹消されます。また、「9」の休会の手続きを行った場合でも登録期間は延長されません。

## 6 登録内容

(1) 非開示項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス

(2) 開示項目

①必須項目

性別、年齢、居住地(市町村まで)、身長、最終学歴、雇用形態、職業、家族構成、婚歴、子どもの有無、扶養家族、顔写真

②任意項目(記入した場合は、開示されます)

#### ア 貴方自身のプロフィール

血液型、出身校、資格、勤続年数、年収、休日、住居、転勤の有無、婿養子(男性のみ)、結婚後の親族との同居、タバコ、お酒、趣味、自己PR

#### イ お相手への希望

年齢、身長、職業、年収、休日、居住地希望、最終学歴、婚歴、子どもの有無、婿養子(女性のみ)、結婚後の同居の希望、タバコ、お酒  
任意項目については、登録後貴方自身での変更が可能です。

### 7 登録内容の変更

登録した項目に変更が生じた場合は、次の方法により速やかに手続きを行ってください。これは、貴方自身が利用しなくても、他の利用者は、登録した情報をもとにお相手探しを行っているためです。登録内容と実態に違いがあれば、お引合せ時やその後の交際などで何らかの支障が生じる可能性がありますので、ご理解のうえ、速やかに手続きを行ってください。

#### (1) 非開示項目

センターで変更しますので、メールにて連絡してください。メール本文には、会員ID、氏名、生年月日を明記のうえ、変更したい項目の変更前・変更後を登録しているメールアドレスから、センターに送信してください。

#### (2) 開示項目

マイページにログインし「会員情報変更」から変更を行ってください。

### 8 プロフィール開示・閲覧からお引合せまで

(1) 登録したプロフィール（開示項目）を会員に開示します。（会員以外には開示いたしません）

(2) Web サイト（マイページ）にログインし、閲覧を予約してください。閲覧は1回につき45分間です。なお、来所の際には、会員登録証をセンター職員が確認します。会員以外は閲覧できません。なお、閲覧の際は、カメラやカメラ機能のある携帯電話、スマートフォンをセンターが預からせていただきます。

(3) センターでお相手のプロフィールを閲覧し、希望の方がいればお引合せをお申込みください。（1回につき希望順位を付け3人までお申込みが可能です）

その後、センターからお申込者のプロフィールを添えて、希望順のお相手にメールでお申込みが送信され、お引合せの意思を確認します。

なお、この意思確認を行っている間は、貴方自身がお相手のプロフィールを閲覧することはできなくなります。

意思確認にはお1人最長1週間と処理日が1日かかりますので、3人の方

へお申込みをした場合、長くて3週間と3日間合計24日間は閲覧できません。

お申込み結果は、第1希望者から順に意思確認が取れるまでお待ちいただくこととなります。

意思確認を行っている途中では、途中経過のお問合せにはお答えできません。

一度お引合せのお申込みをすれば、キャンセルはできません。

お申込みをした時点で、貴方自身のプロフィールは、開示されなくなります。

(4) お申込みを受けた方は、1週間以内に承諾するかお断りするかどうかのお返事をしてください。お返事がないまま1週間を経過しますと無効になります。

◎ お相手が受諾しなかった場合

お引合せできません。センターからお申込者にお引合せ不成立のメールを送信します。同時に貴方自身のプロフィールが開示されます。

◎ お相手が受諾された場合

① センターからお申込者にお引合せ成立のメールを送信します。お申し込みを受諾した時点で、お申し込みを受けた方のプロフィールもシステムで開示されなくなります。その後、1週間程度で、サポーター(立会人)とお引合せ場所(応援企業の店舗等)を決定し、センターからお二人にメールでご連絡します。

お引き合わせ決定後のキャンセルは原則禁止となっております。

② その後、お引合せの日時を決めるため、担当サポーターからお二人に連絡を取り日程調整を行います。止むを得ない事情により、お二人のご都合がどうしても合わない場合は、お二人のご了解後、お引合せをすること無く不成立にさせて頂くことがございます。

担当サポーターはお二人のプロフィールを適正に利用します。

③ お引合せはサポーター立会いのもと個別に行います。その時、本人確認のため「会員登録証」の提示が必要となります。また、お引合せ費用として、お一人2,000円(茶菓代1,000円、サポーター交通費1,000円)が必要となります。

お引合せ決定後から、交際が成立するまでは、氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス等非開示項目の個人情報の交換はいたしませんので、お相手の方に伝えないようお願いいたします。

お引き合わせ当日にキャンセルをした場合、次回の閲覧来所時に前回のお引き合わせキャンセル料として別途2,000円を徴収します。

- ④ お引合せ日の翌日から、3日以内に、交際するかどうかについての貴方自身の意思をサポートーにお伝えください。
- ⑤ 交際が成立した場合は、サポートーから氏名及び連絡先を双方にお伝えするとともに、サポートーが交際フォローを開始します。  
なお、交際中はシステムにおいて貴方自身のプロフィールは開示されません。
- ⑥ 交際が不成立となった場合は、センターにて処理後、お二人のプロフィールの開示を再開します。
- ⑦ 交際開始後は、倫理を守り、双方の自己責任において交際してください。
- ⑧ サポートー又はセンターから交際状況等の確認のため、連絡があった場合は必ずご返答ください。
- ⑨ 交際を中止したい時は、貴方自身でお相手にしっかりと伝えてください。その後速やかに貴方自身でサポートーに交際を中止した旨をご連絡ください。  
センターからご縁がなかった旨のメールを貴方自身とお相手の方の双方に配信します。そのメールが届いた日の翌日から起算して3日後午前零時より、システムにおいて貴方自身とお相手の方の双方のプロフィールの開示が再開され、プロフィール閲覧の予約を取ることができるようになります。
- ⑩ お引合せ決定後、サポートーからの連絡（メール又は電話）に全く応じない場合は、期日を指定して、同日までにセンターにご連絡をいただくよう書面にて通知いたします。当該期日が経過してもなお貴方自身からセンターに対してご連絡がない場合は、お引合せを無効とすると同時に、休会といたします。

(5) 成婚した場合はサポートーにご連絡ください。センターから退会の手続きをとらせていただきます。

## 9 休会・退会手続き

### (1) 休会の場合

システムに休会ボタンがありますので、そちらをクリックすると、休会することができます。休会中は貴方自身のプロフィール情報の公開はされません。ただし、システムへのログインは可能です。なお、休会した場合も、登録期間は延長されることはございませんのでご了承ください。

再開するときもシステムから再開することができます。

### (2) 退会の場合

システムに退会ボタンがありますので、そちらをクリックすると、退会

することができます。その際、退会のご理由をご入力いただきますようお願いいたします。また、「11」の禁止事項に該当する場合も、本人の了承を得ることなく登録を抹消させていただく場合があります。

## 10 個人情報の取扱い

センターでは、個人情報の取扱を定め、法令及びこの取扱いに従って個人情報適正に利用し、提供し及び管理いたします。

## 11 禁止事項

(1) 次の各号に掲げる行為その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の登録者に迷惑のかかる行為は禁止します。

- ① 偽りその他不正な手段で登録をし、又は登録しようとする事
- ② 結婚している、又は交際中の異性が存在しているにもかかわらず、登録をし、又は登録しようとする事
- ③ 暴力団員等（山梨県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）である者が登録をすること
- ④ センターのシステムを悪用すること、又は悪用しようとする事
- ⑤ ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他貴方自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録すること
- ⑥ プロフィール等に虚偽の記載をすることや、会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま、閲覧等を行うこと。
- ⑦ 当センターで知り合ったお相手の方に対し、待ち伏せし、見張りをし、面会、交際その他の義務のないことを行うことを強要し、著しく粗野又は乱暴な言動をするその他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律2条1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと
- ⑧ 当センターで知り得た秘密又は個人情報を本人の了解なく、開示し、漏洩し、又は利用すること
- ⑨ お引合せ決定後、正当な理由もなく、キャンセルすることや、無断欠席すること
- ⑩ センター、応援企業又はサポーターの信用、品位を傷つけること
- ⑪ センターの業務に関し、他の登録者、センターの職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫すること
- ⑫ センターの業務に関し、不当な要求を執拗に行うことで、センターの業務に支障を生じさせること
- ⑬ 登録時に記入していただいた誓約書の記載内容に違反すること

【会員登録時に署名していただく誓約書の内容】

1. 著しく不快な行動、虚偽の行動はいたしません。

2. ナンパ目的、結婚詐欺を目的での利用ではありません。
3. 営業目的、勧誘目的での利用ではありません。
4. ストーカー行為は行いません。
5. 現在、結婚していません。また、現在、交際中の異性はおらず、トラブルもありません。
6. 登録情報に虚偽の記載はいたしません。
7. 当センターの利用において知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等いたしません。
8. 暴力団員等（山梨県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。）ではありません。
9. 登録情報等に変更が生じた場合は、遅滞なくセンターへ報告してその内容を変更します。

また、利用の都度、各項目を再確認し、厳守します。

以上、この誓約書に違反した場合は、退会するとともに、今後、センターの全事業を利用しません。

なお、トラブル（個人情報の悪用、ストーカー行為など）については犯罪行為であると認識し、会員本人が刑法罰や損害賠償の対象となることを理解し誓約します。

- (2) 応援企業、サポーター又は他の利用者から、「11」(1)各号に定める禁止行為の情報提供があった場合には、センターは必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会、相談又は情報提供をすることがあります。
- (3) 「11」(1)各号に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、センターは、法律に基づき厳正に対処します。

## 12 登録の抹消等

次の項目に該当する場合は、会員登録を抹消します。

- (1) 暴力団員等（山梨県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。）
- (2) 「11」(1)各号に定める禁止行為を行い、指導をしても改善しなかった場合
- (3) センターの運営に同意をいただけない場合
- (4) センターからの重要な連絡に対し、一切応じない場合

## 13 その他注意事項

- (1) 公開情報については、その正確性を保証するものではありません。

- (2) 公開情報については、他の会員に公開されるため、情報の管理を行うことはできません。
- (3) 出会いの場を提供するものであり、カップリングを必ずお約束するものではありません。
- (4) 出会ったお相手の方とお引合せ後、交際するかどうか、又どのように交際するかについては、貴方自身の責任と判断で行ってください。
- (5) 万が一、お相手の方等との間でトラブル等が発生した場合も、原則、当事者間で解決してください。交際成立後の貴方自身とお相手の方との交際に関して、センターやサポーター及び応援企業は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。
- (6) ご利用のルールに違反する事例があった場合には、お手数ですが、センターまでご連絡をお願いします。